戦傷病者・戦没者遺族等の援護

概 要 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病または死亡に関し、国家補償の精神に基づき、恩給法による給付を受けている者を除く 軍人軍属等であった者またはこれらの遺族を援護する目的で年金等の給付を行う。

対象者	軍人(恩給該当者を除く)軍属及び準軍属で公務傷病等により障害を有する者及び死亡した者の遺族					
	障害給付		遺族給付			
	障害年金	1,880人	遺族年金		9,291人	
援護の内容	公務傷病	(2011(平成23)年4月現在)	(軍人軍属の遺族)	/ 先順位者	9,253人)	
	9,729,100円(特別項症) ~	961,000円(第5款症)		後順位者	38人	
			遺族給与金		3,747人	
	勤務関連傷病		(準軍属の遺族)	/ 先順位者	3,712人)	
	7,417,100円(特別項症) ~	743,000円(第5款症)		後順位者	35人	
			(2011(平成23)年4月現在)			
	障害一時金	675人(累計)	公務死亡 / 先順位者		1,966,800円)	
	(年金に代え選択した場合)		後順位者		72,000円	
			勤務関連死亡 / 先順位者		1,573,500円)	
			後順位者		56,400円	
			弔慰金	累計	2,085,076人	
			額面5万円、年6分の利子付、10年償還の国債			

資料:厚生労働省社会・援護局調べ。 (注) 受給人員は平成23年3月31日現在。

戦傷病者特別援護法による援護

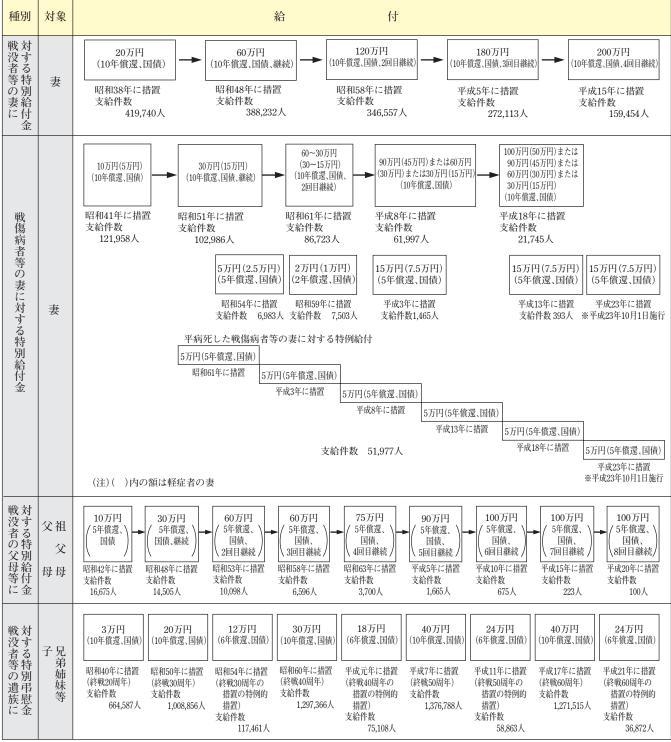
軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の精神に基づき、特に療養の給付等の援護を行う。

対象者	軍人軍属及び準軍属で公務傷病等により障	29,673人			
援護の内容	 1.療養の給付 2.療養手当(月額29,400円)の支給 3.葬祭費(201,000円)の支給 4.更生医療の給付 	718人 2人 18件 0件	5. 補装具の支給及び修理 6. 国立保養所への収容 7. JR無賃乗車船の取扱い	341件 0人 14,874人	
戦傷病者相談員 811人(平成22年5月25日現在)					

資料:厚生労働省社会・援護局調べ。

- (注) 1. 受給人員等は平成22年4月1日現在または平成21年度の数値。
 - 2. 「援護の内容」の7の人数は引換証交付者数である。
 - 3. 金額は平成22年4月1日現在。

詳細データ 特別給付金等



資料:厚生労働省社会・援護局調べ。

(注) 支給件数は、平成23年3月31日現在。

戦没者の妻などが受けてきた精神的苦痛を国として慰藉するため、特別給付金として国債を支給している。 また、終戦20周年、30周年、40周年、50周年、60周年といった機会に国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に 対し特別弔慰金として国債を支給している。